

Ⅲ 企画・検査・技術管理

(企画交通課)

(1) 県土整備行政の概況

(2) 入札・契約制度の改善

公共工事に関する入札・契約制度等の改善について積極的に推進しています。

ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(ア) 目的

公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼と建設業の健全な発展を図ることを目的としています。

(イ) 入札・契約適正化の基本となるべき事項

- ① 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- ② 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- ③ 不正行為の排除の徹底
- ④ 公共工事の適正な施工の確保

イ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

(ア) 目的

この法律は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保を促進することを目的として、平成17年4月1日に施行されました。

(イ) 総合評価方式の導入

この法律により、新しい落札方式として総合評価方式の導入が位置づけられました。総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の

(3) CA / EC の導入

公共事業のIT化に資するため、電子県庁推進計画（平成13年12月）に基づき、公共事業の調達業務において、電子入札システム、入札情報サービスシステム、名簿管理システム、情報共有システムの構築を行い、IT活用による政事務の効率化、業務の負担軽減及び公共事業の透明性の確保を目指してまいります。

電子入札

(4) 県民参加型地域づくりの推進

県民ニーズを的確に把握し、住民の理解を得て県土整備を進めるため、住民参加型地域づくりを推進します。福岡県県土整備部では、道路や河川等の社会資本を整備し、維持・管理するにあたって、事業の構想段階から住民とともに進めていくため、ワークショップ（※）を実施します。ワークショップを行うことで、住民同士の合意形成、住民ニーズの把握及び住民





(2) 土木工事の施工管理・品質管理・安全管理についての指導

ア 土木工事の施工管理についての指導

「請負者による自主施工の原則」のもとで、土木工事の施工管理の統一化と内容の充実を図るため、施工管理に関する図書を制定して指導を行っています。

施工管理関係の制定図書

制定図書名	制定日	備 考
土木工事共通仕様書	平成 22 年 4 月	
土木工事施工管理の手引き	平成 23 年 4 月	土ナ

(3) 総合的な副産物対策

建設工事では建設副産物（建設発生土やコンクリート、アスファルト、木材等の建設廃棄物）が発生します。これまでの様々な取り組みにより、建設廃棄物の排出量は減少し、再資源化率等は上昇しています。

このことから、本県としても引き続き建設工事において、資源の有効利用、環境負荷の低減にも考慮した様々な対

れが連携しながら積極的に取り組むこととしています。

これらのことから、県土整備部が行う公共事業においては、指針を遵守し、指針に示された目標を達成するために先導的役割を果たし、社会の構築を目指すことが重要です。

エ 建設発生土の有効活用について

(ア) 背景

全国的な調査結果によると、建設発生土の埋立処分量は一般入土砂利用量を上回っているなど、建設発生土を取り巻く状況にあります。この状況を踏まえ、国土交通省においては「建設発生土等の有効利用に関する計画」を策定し、建設発生土等の有効利用を多段階推進するための取り組みが実施されています。

(イ) 福岡県の取り組み

本県では、国土交通省の「建設発生土等の有効利用に関する計画」に基づき、

- ①公共工事土量調査の実施
- ②建設発生土等の工事間利用の促進

などに対する取り組みを実施することとしています。

(4) 福岡県公共工事コスト縮減対策について

ア これまでの取り組み

福岡県では、平成9年6月に知事を議長とする「公共工事コスト削減部会」を部会として「公共工事コスト縮減対策部会」を設置し、平成10年11月に「福岡県公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定した。



⑪社会的影響の低減（騒音・振動等の抑制、大気環境に与える負荷の低減、工事による渋滞損失の低減、事故の防止）

5) 環境対策の推進

⑫地球温暖化防止の一環として、間伐材の積極的な活用を促進

⑬農業・農村が有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう配慮

⑭農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性に、より配慮した農業農村整備事業を展開

⑮環境と調和した施設への転換

(ウ) 維持管理の最適化

1) 民間技術の積極的な活用

①産学官共同研究による維持管理技術の高度化

②施設の長寿命化を図るための技術

(イ) 不当なしわ寄せの防止

具体的な裏付けなしに工事価格のみを下げるなど、下請企業、資材供給者、労働者等が不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはなりません。

(ウ) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合などの不正行為を防